

## 第 46 回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 26 年 5 月 23 日（金） 12:59～14:12
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者  
（部 会 長） 廣松毅  
（委 員） 北村行伸、西郷浩  
（専 門 委 員） 永井知美、山本渉  
（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都  
（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか  
（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官ほか
- 4 議 題 商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について
- 5 議事録

○廣松部会長 ただいまから第 46 回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

前回、第 45 回の部会では、審査メモのうち「1 商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更」の「③報告を求める事項」、「④集計事項」、「⑥集計・公表方法について」、「⑦景気動向指数や SNA 等への対応について」、「⑨オンライン調査への対応について」及び「⑩本調査の課題への対応について」並びに「2 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」について審議を行い、いずれも部会として適当と判断されました。

それを踏まえまして、本日の部会では答申（案）について御審議をお願いしたいと思います。

本日の部会は午後 3 時までを予定しておりますが、多少時間をオーバーする場合もあるかと思えます。その場合には、御予定がある方は退席していただいても結構です。

それでは、初めに、本日の配布資料について事務局から説明をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、御説明いたします。

資料ですが、資料 1 として、答申（案）を付けております。

また、第 45 回部会の議事概要につきましては、現在、発言いただいた方に御確認を頂いております。まだ完全に調整が終わっておりませんので、本日の部会審議の参考ということで、未定稿という形で席上配布資料として配布をさせていただいております。正式に整いましたものについては、後ほどまたメールなどでお送りさせていただきたいと思えます。

そのほかの資料につきましては、前回までの部会でお配りしたものを適宜使用させていただきます。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、第4回目の部会審議に入りたいと思います。

資料1の答申（案）について審議をお願いしたいと思います。この答申（案）につきましては、事前に、委員、専門委員の皆様にはお送りし、あらかじめ御覧いただいておりますので、答申（案）の朗読と内容の詳細な説明は割愛いたしまして、答申（案）の構成について私から簡単に説明をさせていただきます。

この答申（案）の構成ですが、今回の諮問案件として「調査計画の変更」と「指定の変更（名称の変更）」の2つがあります。そこで、答申（案）におきましても、1ページに「Ⅰ 本調査計画の変更」、それから、少し飛びまして8ページの下の方ですが、「Ⅱ 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」の2つを設けております。

最初に「Ⅰ 本調査計画の変更」についてです。

まず「1 承認の適否」ですが、経済産業省から申請のありました商業動態統計調査の変更について、統計委員会として適当と考えるか否かの判断を記載しております。

次に「2 理由等」では、1ページに「ア 調査対象の範囲」、2ページに「イ 報告を求める者」、3ページに「ウ 報告を求める事項」、5ページに「エ 集計事項」の4項目を設けて、適宜、内容の適否の判断、その判断理由を記載しております。

次に、6ページに「3 統計審議会答申における今後の課題への対応状況等について」として、前回答申時の今後の課題として指摘されている5点について、それぞれ対応状況等について記載をしております。

最後に、8ページに「P」、保留という意味ですが、「4 今後の課題」の項目を立てております。これまでの部会の審議で、特に「今後の課題」として記載するような事項はなかったと思います。本日の答申（案）では、それを踏まえて具体的な記載をしておりません。この点に関しては後ほど皆様方の御意見を伺えればと思います。

以上が「Ⅰ 本調査計画の変更」に係る部分です。

次に、8ページの「Ⅱ 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」として、まず「1 承認の適否」ですが、本調査の名称の変更について統計委員会として適当と考えるか否かの判断を記載しております。

次に「2 理由等」として、その判断した理由を記載しております。

答申（案）全体の構成は以上のとおりです。

それでは、内容を幾つかに分けながら御審議を頂きたいと思います。

まず、1ページの「Ⅰ 本調査計画の変更」の「1 承認の適否」の部分です。この部分につきましては、2に記載しております「理由等」の検討を行った上で確認をさせていただきたいと思いますので、まず「2 理由等」を御覧いただければと思います。

この「2 理由等」の「ア 調査対象の範囲」を御覧いただければと思います。今回、大きな論点であります、新たに「家電大型専門店」「ドラッグストア」及び「ホームセンタ

一」を調査対象業種に加えることについてです。こちらは2ページのところですが、3業種の市場規模が拡大傾向にあること等を踏まえて、我が国の景気判断や消費動向を多角的に把握・分析する上で有用な情報が得られることとなり、行政ニーズとともに利用者ニーズにも応えるものであることから、結論として適当としております。

この内容及び結論でよろしいでしょうか。御判断を頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議」なしと声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この部分に関してはこの内容で適当とさせていただきます。

続きまして、2ページの「イ 報告を求める者」のうち「(ア) 変更事項1」を御覧ください。まず、母集団情報を平成19年商業統計調査の結果から平成24年経済センサス-活動調査の結果に変更することについてです。

これに関しましては、最新の卸売・小売業の実態や企業構造情報を踏まえた対象選定が可能となり、商業活動動向のより正確な把握に資するものであることから、結論としては適当というように記しております。

この点に関していかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、この部分に関してもこの内容で適当とさせていただきます。

続きまして、2ページの「(イ) 変更事項2」を御覧ください。「家電大型量販店」「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種として追加することに伴い、当該事業を行う企業を新たに選定することについてです。

その具体的な選定対象企業は表2に記してあるとおりです。

これに関しましては、商品販売額ベースで各業種とも9割を超えるカバー率であることなど一定の結果精度が確保できるとともに、結果的に報告者負担の軽減にも資するものであることから、結論として適当としております。

この内容に関していかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、この内容で適当とさせていただきます。

続きまして、3ページの「(ウ) 変更事項3」を御覧ください。報告を求める者となった企業の当該業種の傘下の事業所を乙調査及び丙調査の調査対象から除外することについてです。

この点につきましては、報告者負担の軽減に資するとともに、これまで十分に把握できなかった各業種の実態の把握が可能となるものであることから、結論として適当としております。

この部分に関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この「(ウ) 変更事項3」に関してもこの内容で適当とさせていただきます。

具体的には、表3のところで、見込み数ですが、除外される事業所の数を記してあります。大体この程度、事業所の方の調査の負担は軽くなるというように御判断いただければと思います。

続きまして、3ページの下段3分の1ぐらいのところにあります「ウ 報告を求める事項」のうち「(ア) 変更事項1」です。これにつきましては2つに分けて記載しております。

まず「家電大型専門店」「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加することに伴い、報告を求める事項について、「商品別月間商品販売額」「都道府県別月間商品販売額」「都道府県別月末店舗数」及び「期末商品手持額」を新たに把握することについてです。

この点に関しましては、今回の調査計画の変更の一つの大きな柱であります。都道府県ごとの地域における景気動向の把握が可能となり、個人消費動向や生産性等についてより詳細な分析を行うことに資するものであること、また、地方公共団体等にとっても有用な情報を得るものであることから、結論として適当としております。

それから、3ページの一番下の1行目の「一方」以下のところで、コンビニエンスストアにおいて、地域別の商品販売額等の把握を地方経済産業局単位から都道府県別単位に変更するとともに、既存店における商品販売額等の項目を削ることについてです。

これにつきましては、まず、地域別の商品販売額等の把握を都道府県別単位に変更することについては、地方産業局や都道府県等のニーズに応えるものであり、また、地域統計のさらなる充実に資することから、結論として適当としております。

このうち、4ページの6行目の「また」以下ですが、この部会でもいろいろ御意見を頂きました既存店における商品販売額等の項目を削ることについてです。これに関しましては①から③まで指摘しております。

まず、①として、地域別の商品販売額等の把握を地方経済産業局単位から都道府県単位に変更することとの見合いで、報告者負担の軽減を図る必要があり、既存店における商品販売額等の項目を削るものであること。

②として、既存店における商品販売額のデータとして、別途、業界団体が作成する統計データがあり、本調査の結果と傾向がほぼ一致するなど強い関連性があることが確認されました。

また、③として、経済産業省と業界団体においてデータの把握についての役割分担が整理され、安定的にデータが把握されることが確認されたこと。

この3点の理由から、結論として、既存店分に係るデータの重要性に鑑み、やむを得ないとしております。

「ただし」以下のところですが、今回の見直しによって統計ユーザーの混乱を招くことがないように今回の変更についてユーザー側への周知徹底を図るとともに、本調査の結果公表においてユーザーの利便性を確保するよう措置を講じることが必要であるというように指摘をしております。

また、将来において、業界団体におけるデータの把握状況が変更されるような事情が生じた場合に、調査実施者において適切な対応方策を速やかに検討できるよう、業界団体との意思疎通を今後とも引き続き継続することが必要である。

この2点をただし書きで特記しております。この点に関して、委員、専門委員の方からいろいろ御意見を頂きましたので、このような内容、結論で良いか、是非御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○永井専門委員 いろいろ御配慮いただき、ありがとうございます。個人的にはコンビニエンスストアのこの既存店のデータが削除されるのは非常に残念なのですが、一方で、家電大型専門店ですとか、ドラッグストア、ホームセンター、そういった業態の調査が追加されたことは大きな前進と捉えております。

また、この答申（案）にもありますように、ユーザーの混乱を招かないようにくれぐれもお願ひしたいということと、今回、新たな業態の調査や、コンビニエンスストアの既存店のデータを削るなど、大きな変更がありますので、近い将来、例えば半年後とか1年後とかにうまくいっていると確認するとか、そういった御予定があるのかどうか、少しお伺ひしたいと思います。

○廣松部会長 この点に関して調査実施者はいかがでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 現状としましては、今回行いました比較検証の部分を適当な時期に、また新しい調査が始まった後の部分で、しばらく実施をした後にデータ系列が同じような形で相関を見るなり、そういった部分については適宜行っていきたいと考えております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

この新しい計画に基づいて調査が実施された後も、民間団体が公表しているデータとの比較検証に関しては継続して行うというつもりであるということですので、それを是非お願ひしたいと思います。

確かに、既存店分のデータに関して継続してとれば良いのですが、現在の公的統計、特に調査実施者側の統計リソースを考えると、今回、メインの柱としております都道府県別データを整備した上で、既存店分のデータをさらに継続して把握することはかなり難しい。同時に、これはいささか私の個人的な意見ですが、こういう形の信頼が置ける民間のデータ、民間統計がある場合には、それを積極的に活用するというのも今後の公的統計の1つの考え方としてあり得るのではないかと考えております。

前日も御紹介いたしましたとおり、この点に関しては、委員会の席上でも委員長から十分検討するよという御指示がありました。それを踏まえて、調査実施者側からは民間

統計との比較検証を行っていただき、その結果に関しては、少なくともこの部会としては納得できるものであるという御判断を頂いたと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 それでは、この「変更事項3」の部分に関しましては、この内容で適当であるとさせていただきます。

次に、4ページの「(イ) 変更事項2」を御覧ください。ここでは、丙調査で把握する期末商品手持額において、従来の4品目から10品目に細分化することを記してあります。この点については、第Ⅱ期基本計画の国民経済計算の整備において、一次統計等との連携強化の一環として、流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備が指摘されていることに対応するものであるということから、結論として適当としております。

この点に関しては、内閣府からも御評価いただいた点ですので、この内容で適当とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。

続きまして、5ページの「エ 集計事項」に関してです。

まず「(ア) 変更事項1」を御覧ください。今回、丁調査の調査対象業種として「家電大型専門店」「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を追加することになっておりますが、その追加等の見直しに伴い、集計事項の追加・変更を行うという計画です。

この点に関しては、新たに追加する調査対象業種における商品販売額等の状況や地域別の詳細な売上状況等について把握できることになり、多方面における景気動向等の分析等に資するものであることから、結論として適当としております。

見直しの内容、さらに追加・変更につきましては既に調査実施者から具体的な案が示されております。それに関しましてもこの部会で適当と御判断を頂いたと考えております。

この「集計事項」のうちの「変更事項1」に関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この「エ 集計事項」のうち「(ア) 変更事項1」に関しましては、この内容で適当とさせていただきます。

続きまして「(イ) 変更事項2」です。これは、業種別の表章項目に「無店舗小売業」を追加することについてです。

これにつきましては、これまで小売業の各業種の中に含まれていた無店舗小売事業所の販売額が各業種から控除され、新たに無店舗小売業の販売額として計上され、業種別販売額及び前年（度、同期、同月）比増減率の状況等について把握できることとなり、小売業に係る分析等にも資することであることから、結論として適当としております。

同時に、この点に関しては、平成19年に行われました日本標準産業分類の改定に伴うも

のですので、単に分析に資するというだけでなく、日本標準産業分類の改定に伴う変更であるということもその背景としてあります。

この点はいかがでしょう。特に御意見はありませんか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この「(イ) 変更事項2」に関しましても適当であると判断させていただきます。

続きまして、5ページ一番下のところで「(ウ) 変更事項3」です。これに関しましては、業種別販売額等について、従来の事業所調査の結果のみから推計する方法から、事業所調査と企業調査の両方の結果を用いて推計する方法に変更することです。

この点につきましては、6ページですが、事業所調査及び企業調査における調査対象の重複を排除し、事業所調査に企業調査の結果を追加して用いることで、事業所調査の報告者の数が減少することに対応しようとするものです。経済産業省では、専門量販店販売統計調査の結果を用いて試算を行い、推計方法の変更による影響の検証を行い、必要な対応を講じることとしております。

この点に関しまして、結論として適当としておりますが、このような内容でよろしいでしょうかということです。

ただし、専門量販店販売統計調査自体は平成26年1月から行われたものであって、まだデータの蓄積が必ずしも十分できておりませんが、新たにこの商業動態統計調査を開始する時期にはある程度のデータの蓄積も可能になるということから、その推計方法による影響に関してはさらに検証を行っていただき、必要な対応を講じることになっております。

また、6ページの図2にポンチ絵というか概念図があります。率直に言って、これは少し抽象的で、具体的にどのようにするかはまだ十分煮詰まっていないという印象ですが、それについては、調査実施者の方で十分検討・検証を行っていただくということですので、現段階の答申(案)としてはこの考え方で適当としたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、6ページの真ん中から下のところ「3 統計審議会答申における今後の課題への対応状況等について」です。

これに関しましては、平成11年1月に統計審議会から出されました諮問第257号の答申「商業動態統計調査の改正について」の中で、今後の課題として5つの事項が指摘されています。このうち、6ページのうちの「(1)『事業所調査と企業調査の有機的な連携の在り方や役割分担等』について」、7ページの「(2)『事業所調査及び企業調査の標本設計の見直しによる報告者負担の軽減』について」、同じく7ページの「(4)『事業所調査と企業調査の一体的な集計・公表』について」、これら3つの課題については、今回の調査計画の見直しにおいて対応することとしております。そのため、一緒に審議をしたいと思っております。

具体的には、企業調査の対象となった傘下の事業所については事業所調査の対象から除外するとともに、事業所調査の結果と企業調査の結果を一体的に集計するといった見直しを行うことによって、3つの指摘事項に沿った対応を行うこととしております。

その具体的内容に関しては、既に適当と御判断を頂いたものですが、この6ページの「3統計審議会における今後の課題への対応状況等について」のうち、(3)と(5)に关しましては別途御審議を頂きたくことにしまして、(1)(2)(4)の3つの事項に关しましては適当という判断でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

次に7ページの中ほどにあります「(3)『コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握』について」です。

この点につきましては、経済産業省が今回検討した結果、大きく3つの指摘がなされています。

①として、コンビニエンスストアにおける金融関連サービスに該当する公共料金等の収納代行等については、企業によって取り扱いが異なり、把握が困難であること。

②として、コンビニエンスストアを対象とする丁調査は、連結決算ではなくて単体決算という意味ですが、企業単体で把握し、別会社であれば対象外としているなど、企業によってはコンビニエンスストアのサービス売上高に含めないこととしていること。

③として、金融関連サービスは、本調査において把握しているサービス売上高に比べ、代金の増減が消費動向等とは直接関係しないこと。

以上の3点を踏まえて対応が困難としております。

さらに、本部会においても金融関連サービスとサービス売上高は分けて把握すべきとの御意見があったことを踏まえて、結論として、このコンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握については困難としておりますが、この内容及び結論に关しまして御意見を頂きたいと思ひます。

このコンビニエンスストアの金融関連サービスは、今後、ますます増えるのか、それとももう既にある程度飽和した状況に達しているのか、その判断が少し難しいところかと思ひますが、現状では、①から③にありますような理由で対応が困難であるという判断です。いかがでしょうか。

○北村委員 多分、決済とかの統計は日本銀行とかほかのところでも取っていると思ひますので、そういうものも見ていただければ把握できるのではないかと思ひます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

もちろん、これも望み出せば切りがないのですが、この調査自体が月次の調査であるということを見ると、調査項目を余り増やし過ぎると、月次調査という意味での存在意義が薄れると同時に、実査が困難になるということもあると点も考慮すべきかと思ひます。

それでは、この「(3)『コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握』につ

いて」の部分に関しましては、対応は困難という結論で部会としては妥当とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

次に、8ページの「(5)『情報通信技術の積極的導入等による一層の公表の早期化に努めること』について」です。

この点につきましては、経済産業省が調査の実施から結果の公表までのスケジュールを再検証した結果、以下の2点を結果として得ています。

今回の見直しにより新たに丁調査において「家電大型専門店」「ドラッグストア」及び「ホームセンター」の企業を対象とするため、調査対象数が増加し、調査票の回収、督促、集計等、関係する業務が増加しますが、その中で、引き続き、従前どおりの公表スケジュールで対応すること。

また、公表の早期化の観点から、調査対象企業・事業所に対する督促期間の短縮化が考えられるものの、動態調査の結果精度の確保を図るためには現行の督促期間の確保が必要であること。

この2つの理由から、これ以上の公表の早期化は困難であり、現行の調査の実施から公表までのスケジュールを維持したいという考えです。

この点に関しましては、特に調査結果の正確性および精度を確保するという観点から、結論として妥当であると考えますが、いかがでしょうか。

確かに、実際に調査を実施してみないと、どの程度の負担が増えるのか、事前に読めないところがありますが、少なくとも丁調査において企業数がかなり増えるわけですので、その点に関しては現時点で余り無理して早期化を目指すよりも、調査結果の精度および正確性を確保すること、少なくともこれまでの精度を維持することがやはり重要ではないかと考えます。

なお、公表の早期化を図る観点から、オンライン調査の定着・推進を図ることが有用であることは事実ですが、経済産業省におけるこれまでの取り組みを評価した上で、第Ⅱ期基本計画の趣旨も踏まえて、更なるオンラインによる回答率の向上に向けた取り組みを行うことが必要と注文を付けております。

ただ、経済産業省でも、8ページの下の方にもありますが、毎年、この調査の提出促進運動を10月に行って、オンライン調査の利用促進を図るという努力もしているということですので、その点は評価をしたいと思います。

8ページの「(5)『情報通信技術の積極的導入等による一層の公表の早期化に努めること』について」の部分に関しまして御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○北村委員 この点についてはこのようなスケジュールで行っていただくことで私は良いと思うのですけれども、統計委員会の委員長が早期化ということに御熱心なので、前日も永井委員から回答があったのですけれども、民間の統計で1週間ばかり早く出てくるもの

もあるので、そういうものも利用していただいて、こちらの方はより正確なものを期するというようなお答えを部会長にさせていただければ、委員長も理解していただけるのかなと思います。

○廣松部会長 その点、委員会において報告をするときに私から口頭でそういう形のコメントも付けたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、(5)に関しましても、このような内容、結論で妥当であると御判断を頂いたということにしたいと思います。

そこで、Iの「今後の課題」です。今は、保留ということで特に記述をしておりません。これは、冒頭申し上げましたとおり、この部会での審議を踏まえて、その中で「今後の課題」として記載するような事項は特になかったからです。このため、答申案の段階では、今後の課題ということに関して保留として項目だけは立てておりますが、特に内容を記述しておりません。これにつきまして、もし委員、専門委員の方々から、これまでの部会審議を振り返って今後の課題として整理すべきとお考えの事項がありましたら御発言を頂き、それをここに加えるという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西郷委員 ここに書くべきかどうかということも含めて御議論いただきたいのですが、先ほど、4ページの真ん中辺のところ、既存店に関して、今後、業界団体のデータで既存店が公表されていることから、こちらの商業動態統計調査に関してはコンビニエンスストアの既存店の販売額については載せないということにしたのだけれども、これがずっと続くかどうかかわからないのでモニターしますと書いてあるのです。これは、課題とまでは言わないまでも、今後継続して確認していくべきだということが書かれているので、内容が重複するということはありますけれども、今後継続的に行われるべきことなのであれば、ここに書いておいても良いのかなという気が致します。業界団体のデータが今後ずっと継続的に出るという条件付きで既存店の調査はやめても差し支えないという判断をしたので、その条件がきちんと今後も成り立つのかどうかをモニターしてくださいというようなことは、重複しても構わないので書いておくことも一案ではないかと思います。

もともと行われる予定だったことなので、ここに書いたからといって新たな負担が増えるという形になりませんし、少し御検討いただければと思います。

○廣松部会長 分かりました。

今の西郷委員の御意見は、4ページの(イ)の上の「ただし」の部分の段落を「今後の課題」に書き込むということでしょうか。

○西郷委員 ここには、ユーザーへの周知徹底を図ることと、業界団体のデータの確認というのですか、今後も引き続き意思疎通を継続することと2つ書いてあるのですけれども、「今後の課題」と呼べることは、多分、後半の1つだけなのです。それについてはこちら

でもう一回触れておくというふうに。もしかしたら、今度、答申がかかるときに、ここの「今後の課題」のところだけが取り上げられる可能性もありますので。

○廣松部会長 分かりました。

今の西郷委員の御提案に関していかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、「今後の課題」の候補として、4ページの「ただし」以下の段落のうち、特に後半部分を、どちらかというところの確認の意味も含めてここに加えるということですが、それでよろしいでしょうか。

ただ、今すぐに具体的な文章を確定することは難しいかと思われまますので、後ほど検討させていただきます。

ほかに、今回の答申の「今後の課題」とすべき事項はありますか。

○山本専門委員 不勉強なので確認させていただきたいのです。

先ほどの3項の(3)の金融サービスの件ですが、こういうものというのは「困難である」という回答だけで良いのでしょうか。ほかのところは「妥当である」とか「適当である」で「やります」という感じなのですから、このように前回の答申に対して部会で「対応が困難である」と返事したときには、例えば、前回の答申の項目はまた次回の改定の際の宿題として残るものなのか。それとも、一旦、部会で検討し直して答申しましたので、今後は宿題にはならなくなって、再度新しい答申が出たらまた考えることになるのか。この項目の将来というものがもしお分かりでしたら教えていただければと思うのです。

○山田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 事務局から補足させていただきます。

今、御指摘のところは答申(案)の7ページのところかと思えます。構成のところ、今、御指摘のところは2つ目のパラグラフのところ、これについては困難であるとしているところかと思えます。これは、経済産業省が申請等に当たって困難であるとしているという記述部分です。部会、委員会としての結論としましては、(4)の少し上のところの「これについては・・妥当なものとする」ということで、一応、答申(案)としての結論は妥当というところではあります。

○山本専門委員 妥当なのですが、内容としては、金融関連サービスを把握することが望まれるというのがそもそもの答申でしたので、多分、今回は把握しないことが妥当だという答えになるかと思うのです。

それで、そもそもの答申は把握した方が良いのではないかと投げかけでしたので、それに対して、しない方が妥当となったときに、最初の「望まれる」という答申の意図は、また次の改定の際の宿題になるのか、それとも、今回の改定には反映しないので、それも含めて妥当という扱いになるのかというその項目について少し勉強させていただきたいと思いました。

○山田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 事務局と致しましては、そこも

含めて、要は、今回において前回出された課題については、対応できる、できないも含めて対応したということで、結論がここで得られたと。将来的に引き続くという理解はしていないところです。

○山本専門委員 分かりました。それなら大丈夫です。ありがとうございます。

○廣松部会長 その点については、7ページの(4)の上のところで、「これについては、金融関連サービスとサービス売上高は分けて把握すべき」というように一応この部会で御意見を頂き、検討した結果、経済産業省の対応は妥当というように結論づけたということです。

○山本専門委員 ありがとうございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

ほかの委員の方、あるいは専門委員の方、今のような解釈でよろしいでしょうか。

○北村委員 今の解釈でよろしいと思いますけれども、前回の統計審議会の答申において、金融関連サービスの把握ということが出てきたところの、どなたか分かりませんが、おっしゃったことの意味というのが、もしかしたら、金融関連サービスの付加価値の部分と売り上げの部分というような細かなところまで考えておっしゃったのか。そうではなくて、全般的にそこで行われている商取引の一つと考えられて入れた方が良いのではないかという話だったかもしれませんが、厳密に考えると、きっちり分けて考えた方がよくて、付加価値部分については把握がなかなか難しいというのがあります。例えば消費税についても、その部分というのは扱いが非常に難しいところなので、これを実際に把握することはかなり難しいと私は思いますので、含めることは少し無理かなと思います。

○廣松部会長 その点に関しましては、前回の部会の席上でも申し上げましたとおり、平成11年のときの審議会答申において、コンビニエンスストアを丁調査として始めるということをお認めしたわけですが、そのときに、企業単位でコンビニエンスストアの調査を起こすのであれば、コンビニエンスストアの活動に関してなるべく広くとった方が良いのではないか。その意味で、金融関連サービスまで含めた方が良いのではないかというような意見だったと記憶しております。

ただ、今回、経済産業省で御検討いただき、この金融関連サービスとサービス売上高はやはり分けてとるべきであろうという考えのもとで、この部会としては金融関連サービスの把握については困難であるという調査実施部局の判断を妥当と考えたということです。よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

ほかに「今後の課題」として特に取り上げるべき事項に関する御発言がない場合は、先ほど西郷委員から御発言がありましたコンビニエンスストアの既存店のデータの取り扱いに関して、答申文の4ページに書いてはあるわけですが、その確認という意味も含めて、業界団体との意思疎通を今後も引き続き継続することを行うべきであるという点を「今後の課題」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

先ほど北村委員から御指摘があったわけですが、そのときに、業界団体の方が1週間程度早く出ているということですので、その点も付け加えた方がよろしいでしょうか。その点は余り強調する必要はありませんか。

○北村委員 そこは余り強調しなくても良いのではないかと思います。

○廣松部会長 分かりました。

それでは、8ページの「4 今後の課題」のところは、文章はこれから考えさせていただきますが、今申しあげました内容を1事項付け加えることにしたいと思います。

1ページに戻っていただいて、「承認の適否」に関してですが、今回の商業動態統計調査における調査計画の変更については承認して差し支えないと結論づけております。承認の適否について、承認して差し支えないとすることに関して御異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この部分に関して本部会として了承されたことにさせていただきます。ただ、先ほど申しあげました8ページの「4 今後の課題」のところに関しては1事項追加をするという条件付きとさせていただきます。

では、8ページの「Ⅱ 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」です。これにつきましては、9ページの「理由等」を御覧ください。

「商業動態統計調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称にもなっております。しかし、平成21年4月に全面施行されました新しい統計法では、統計と、それを作成する手段であります統計調査とが概念上区分されております。したがって、商業動態統計調査について、基幹統計の名称と基幹統計調査の名称とを同一のままにしておくことは適当ではありません。このようなことから、基幹統計の名称について、統計と統計調査を区分する考え方を徹底するという観点から、統計名として「調査」という用語を含めたままの状態では適当でないと考えまして、また、他の統計名の例も踏まえて「商業動態統計」に変更することが適当としております。

これも踏まえて、先ほど御承認いただきました「1 承認の適否」において「商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」についても指定を変更して差し支えないと結論付けております。この点に関しまして御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

確か前回の部会で、現状、冊子の公表物では「商業販売統計」という名称が用いられているということで、ある意味で、それが通称というか俗称になっているわけですが、今回、基幹統計の名称として「商業動態統計」と変更することとして、定期刊行物のタイトルについては、当面、両方併記するということでした。どういう形で併記するかは工夫していただくことにして、「商業販売統計」と「商業動態統計」を併記する形で、利用者に混乱が起きないように措置をとっていただくことにしたいと思います。

この点に関して、最初に事務局から論点メモの説明の際にコメントがありましたとおり、本調査以外の調査に関しましては、結果としての統計と作成手法としての統計調査を分けるという基本的な考え方にに基づき、新統計法が施行された平成21年4月からこれまでに、手が付けられていなかったものに関して、既に一括して委員会で変更を認めております。ただ、この商業動態統計調査に関しては、今回、調査計画の変更も含めてこの部会で審議するということになっておりましたので、本部会での審議を経た上で統計委員会にこの部会から変更案を提案し、委員会の承認を頂くという手続を踏むということで進めてまいりました。

この名称の変更に関しまして特に御議論ありませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この部会として、この名称の変更に関しては了承していただいたとさせていただきますと思います。

少し駆け足で答申(案)全体に関して御審議というか御確認を頂きましたが、全体を通じて何か御意見ありませんでしょうか。特によろしいでしょうか。

○西郷委員 答申そのものはこれで良いと思うのですが、部会長から答申について委員会で御報告を頂くときに、少し議論というか、そういうことに触れていただければ良いと思っている点があります。

これは部会長自身も先ほどおっしゃっていたことなのですが、民間の統計で代替できるような統計があるときに、公的な統計としてどういうスタンスをとるのかというのは、もちろん、民間の統計のあり方によっても変わってくると思うのです。私、それほど統計委員会に長く関わってきたわけではありませんが、今までの考え方からすると、むしろ民間の統計はあるかもしれないけれども、カバレッジや何かをきちんと確保した上で国がやることに意味があるのだということで、同じような統計があったとしても、政府でそれをやるというのが基本的なスタンスであつたらうと私は理解しているのです。

ところが、今回は、かなり信頼性が高そうだということと、統計のリソースが削られているという少し語弊があるかもしれませんが、少なくなっているということもあるので、日本全体で考えたときには、民間でやれる部分は民間の統計に任せて、今までなかった都道府県別の表章ということで全体のバランスをとる。その方が日本全体で見るときに提供される情報量としては豊かになるだろうという判断から、既存店の部分については民間に任せるといような判断が行われたわけです。

今後、似たようなケースが出てくるのか出てこないのかわからないのですが、商業動態統計でそういう判断が行われたということは、私にとってはかなり大きな変化なのではないかと捉えられますので、その点、統計委員会で御報告していただくときに触れていただければと思います。

○廣松部会長 分かりました。その点に関しても統計委員会に報告をするときに私からコ

メントさせていただきます。

確かに、民間統計との関係を今後どのようにしていくかということに関しては難しい問題であることは事実です。一方で、民間統計の方が一般的に使われていて、公的統計としてはそれに該当するものがないというのもある。具体的には企業の倒産件数の統計などがそうです。そのような分野に新たに公的統計を起こすということは、恐らく、今さら不可能でしょうし、現状の公的統計に関するリソースの観点からいうと、それは非現実的なことだろうと思います。その点も含めて、今後、公的統計と民間統計との関係に関してどのように考えるか。統計委員会全体に対する一種の問題提起ということで、私から委員会で発言をさせていただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、先ほど8ページの今後の課題のところでも西郷委員から御指摘がありましたことを踏まえまして、本文の4ページのところにあります民間、あるいは業界団体との意思疎通等を今後とも引き続き継承することの部分で、そこに加えるという点を除きまして、答申（案）全体として御承認いただいたとしたいと思います。

追加・修正の文章に関しましては、事務局と検討した上で確定したいと思います。その点に関しまして部会長である私に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。

その追加・修正を行った答申（案）については、後日、メールにより事務局から委員、専門委員の皆様にお送りいたします。その答申（案）を6月16日月曜日に開催予定の統計委員会に提出し、私から報告することとしたいと思います。

先ほど北村委員からコメントを頂きましたが、公的統計と民間統計との公表の速報性の違い、それから、もっと大きな意味での公的統計と民間統計との関係に関しては、この答申（案）を委員会に報告するときに口頭でのコメントという形にするか、部会長メモという形で文章を作ることにするかについては、事務局と相談をして決めさせていただければと思います。

他に、全体を通じまして御意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日、答申案文が、9ページもあるような長いものになってしまい、審議に関してかなり時間がかかるのではないかと心配していたわけですが、皆様の御協力によりまして、何とか終わることができました。したがって、本部会における商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更にかかわる審議につきましては、本日をもって終了とさせていただきます。

4月から4回にわたり皆様方に御審議いただいた結果、答申（案）を取りまとめることができました。今回の部会審議に当たりまして、委員及び専門委員初め、御参画いただいた皆様方に部会長として心から厚く御礼申し上げたいと思います。

それでは、これでこの部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。